

告 示

埼玉県告示第二百七十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

八潮南ショッピングセンター

埼玉県八潮市大字大曾根二百七十三―五外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 悪天候時など、第1駐車場への車両の出入りが集中した場合について、駐車場出入口付近の車両の整理・誘導及び歩行者の誘導、また、駐車場内の車両の誘導について警備員を配置するなど、交通渋滞、事故等が発生しないよう努めていただきたい。

(2) 変更届出場所は、八潮市立大原小学校の学区内であり、立体駐車場に接続する道路は、児童の通学路となっている。

登下校時間帯には交通整理員を配置し、交通安全対策について、出入口口に注意を呼びかける警備員の設置と通学路であることを看板等により明示すること。

登下校時以外においても児童が通行及び付近で遊んでいるときには、安全のため、注意の声をかけること。

(3) 大規模小売店舗立地法を遵守すること。

二 縦覧期間

平成二十八年三月四日から平成二十八年四月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター